

災害時は

# 自治体から救助が受けられます。

避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はありません。  
また、小中学校や公民館だけでなく、親戚・知人宅等も避難先となります。

※詳細は、最寄りの自治体にご確認ください。

避難所で避難生活を送られている方はもちろんのこと、  
知人宅に避難している方、自宅で避難、または車中で避難  
生活をしている方も避難所で食料や飲料水の給与を受けられます。  
そのほか、全壊・半壊・床上浸水等、住宅の被害に応じて  
以下の支援を受けることができます。

## 避難所・福祉避難所

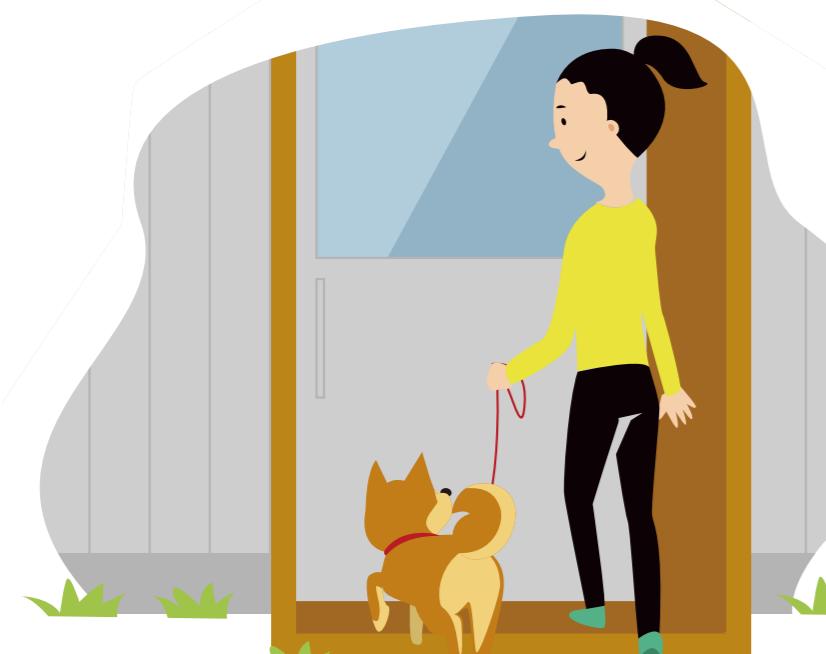
災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、  
生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供などが行われます。  
また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な  
方は福祉避難所（福祉避難スペース）も利用できます。



○新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、3つの「密」の回避など、感染症対策を徹底する観点から、各自治体においてホテル・旅館等や研修所等も避難所として利用できます。利用できる施設等については最寄りの自治体にご確認ください。

## 応急仮設住宅への入居

災害により住宅が全壊、全焼又は流失し、住むところが無くなってしまった場合、半壊、半焼であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することができます。（最長で2年間）入居を希望される場合には、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口にご相談ください。



ご注意ください!

○民間賃貸住宅を仮設住宅として利用する場合は、世帯人数に応じて家賃額の設定があります。限度額を超えないようにご留意ください。（家賃上限を超えた場合は、応急仮設住宅の入居対象になりません。）  
○高齢の方や障害を持っている方やペットと一緒に暮らしている方で応急仮設住宅を希望される場合は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口にご相談ください。

## 食品の給与・飲料水の供給

災害により食料や飲料水が購入できない、自宅で調理ができない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他のによる食品の給与・飲料水の供給が受けられます。



○食料や水以外にも紙おむつ、ミルク、生理用品、替えの下着や靴下なども置いてあります。  
※詳しくは避難所の担当者にご確認ください。  
○飲料水については、給水車が巡回しますので巡回時間をご確認ください（給水袋も用意しておりますが、数量に限りがありますので使い終わった給水袋はご持参ください。）

## 生活必需品の給与・貸与

住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。



- ①タオルケット、毛布、布団などの寝具  
②洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着  
③タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品  
④石鹼、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品  
⑤炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具  
⑥茶碗、皿、箸などの食器  
⑦暑さ、寒さ等による健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機、電気ストーブ又はこれに準ずるもの  
⑧高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材

※品目の詳細は自治体により異なる場合もありますので自治体窓口にご確認ください。

## 被災住宅の応急修理

住宅の応急修理は、自宅が一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。



○応急修理ができる工事費用の限度額は1世帯あたり、  
・半壊以上の世帯 65万5千円以内  
・準半壊の世帯 31万8千円以内  
※同じ住宅に2以上以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。  
※全壊であっても、修理すれば居住が可能なら、対象となることが可能です。  
※現金を給付する制度ではありません。

ご注意ください!

○カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。  
○修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契約をしないでください。  
○万が一、契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは最寄りの自治体にご相談ください。  
○申込書は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。

## 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うものです。（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）



- ①教科書及び正規の教材  
学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 等  
②文房具及び通学用品  
a.ノート、鉛筆、消しゴム、フレンチ、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 等  
b.傘、靴、長靴 等  
c.運動靴、体育着、カステネット、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等

※基準額（単位：円） ①は実費、②は小学生／4,700円以内・中学生／5,000円以内・高校生／5,500円以内



内閣府(防災担当)

令和4年5月作成

最寄りの自治体の連絡先

詳しくはコチラ 災害救助法の概要

検索

内閣府>防災情報のページ>被災者支援

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/index.html>